

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小鹿野町	両神薄地区	令和5年3月28日	令和5年3月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の農地面積の合計	19.7ha
③地区内における60才以上の農地所有者の農地面積の合計	18.6ha
i うち後継者未定の農地所有者の農地面積の合計	10.3ha
ii うち後継者について不明の農地所有者の農地面積の合計	1.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.13ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

両神薄地区は、比較的平坦な土地ではあるが、農地と住宅地が入り混じっており、不整形地が多い。地区では、きゅうり農家1名が新規に就農している。また、認定農業者となっている法人がある。しかし、地域の若者が町外に流出して耕作者がいなくなっている。また、アンケート調査の結果、60歳以上が所有する農地が多く、農業従事者の高齢化が目立っている。そのため、中・長期的にも遊休農地が増加する見込みである。なお、用水の整備がないため、水を多く必要とする農作物の栽培が困難である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体の農業者が担うほか、耕作を希望する農業者の支援を促進していく。担い手育成塾の制度を活用し、新規就農する者に農地を斡旋していく。区画整備や農地の集積・集約を行い、効率的な農業を展開させる。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就		施設園芸	0.15 ha	施設園芸	0.25 ha	花ノ木
認農法		果樹	0.5 ha	果樹	0.53 ha	中原里
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		0.65 ha		0.78 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地利用は、中心経営体の農業者が集約して担うほか、就農を希望する農業者の支援を促進していく。率先して埼玉県、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)と協力し、農地中間事業の制度を広めていき農地の集積・集約化を目指していく。

農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、利用状況調査などを基に農地の利用調整を図る。新規就農者などの情報を発信していく。

企業を誘致・参入させることで体験型農業施設を展開し、農業に参入しやすい環境を整える。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。